



令和8年度障がい福祉サービス事業者等 集団指導

高槻市福祉指導課





令和8年度障がい福祉サービス事業者等集団指導

内容：集団指導、運営指導及び監査等について

1. 集団指導、運営指導及び監査
2. 指定取消等の事案
3. 令和7年度運営指導の指摘事項



1. 集団指導、運営指導及び監査



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
集団指導	全事業者 (原則として4月1日現在の指定事業者)	毎年1回	• 国の示す指導指針に基づき、指定権者が実施 • 一定の場所に集めて講習等の方法により行うオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。 • 事業者全体のレベルアップを図ることを目的 • 関係法令・制度の趣旨、目的の周知と理解の促進 • 給付費の過誤・不正請求の防止の観点から、算定要件等の周知

- 令和8年度集団指導はYouTube動画形式により実施します。
- 終了後は事業所ごとにアンケート報告をお願いします。



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
個別指導	新規指定事業者	3回	- 高槻市独自の取組み、受検は任意 - 指定後1年の間に、3回 - 内容は下表のとおり

【内容】

個別指導 対象事業者	新規指定後1月の事業者	新規指定後半年の 事業者	新規指定後1年の 事業者
指導内容	運営規程等	個別支援計画等	給付費の請求
提出書類	①運営規程 ②利用契約書(ひな型) ③重要事項説明書(ひな型) ④個人情報使用同意書(ひな型)	①個別支援計画書 ②計画策定会議議事録 ③アセスメント	①サービス提供記録 ②給付費明細書 ③サービス提供実績記録票 ④利用者出欠表 ⑤職員の勤務実績表 ⑥加算の算定要件に係る記録



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象	頻度	内容
運営指導 (旧実地指導)	- 就労継続支援A型 - 就労継続支援B型 - 共同生活援助 - 児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 指定後間もない事業所	3年に1回	【目的】 - サービスの質の確保と向上 - 適正な報酬の請求 【方法】 - 原則、実地にて、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う - 実地でなくとも確認できる内容の確認についてはオンライン等を活用することができる
	上記以外の障がい福祉サービス等(※)	指定の有効期間内(6年)に1回	

※ 地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、訪問入浴は定例運営指導の対象外

【令和7年度の変更点】

- 就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内(6年)に1回以上の頻度で実施する。(国指導指針の改正)



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導の実施状況】

種 別	対象 事業数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳					
				基本 方針	人員	設備	運営	変更 届	報酬
指定障がい福祉サービス	306	68	209	0	16	0	146	7	40
指定障がい者支援施設	3	1	1	0	0	0	1	0	0
指定一般相談支援	22	4	27	0	0	-	24	0	3
指定特定相談支援	26	3	12	0	0	-	11	0	1
登録地域生活支援事業	72	16	30	0	4	0	25	1	0
指定障がい児通所支援	114	4	32	0	6	0	20	0	6
指定障がい児相談支援	16	1	5	0	0	-	5	0	0
合 計	559	97	316	0	26	0	232	8	50



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい福祉サービス・施設）】

<u>人員基準</u>	<u>従業者の員数</u>	9
<u>人員基準</u>	<u>管理者の配置状況</u> <u>サービス提供責任者の員数、サービス提供責任者の資格</u> <u>サービス管理責任者の配置状況</u>	7
<u>運営基準</u>	<u>内容・手続の説明及び同意（契約書、重要事項説明書）</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>心身の状況の把握</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>サービスの提供の記録</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>利用者負担額等の受領</u>	7
<u>運営基準</u>	<u>給付費等の額に係る通知</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>計画の作成・交付</u>	27
<u>運営基準</u>	<u>サービス提供責任者の責務</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>看護・介護・家事等</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>工賃・賃金の支払</u>	16



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい福祉サービス・施設）】

<u>運営基準</u>	<u>緊急時の対応</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>運営規程</u>	8
<u>運営基準</u>	<u>勤務体制の確保等</u>	17
<u>運営基準</u>	<u>業務継続計画の策定等</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>非常災害対策</u>	6
<u>運営基準</u>	<u>衛生管理等</u>	18
<u>運営基準</u>	<u>身体拘束等の適正化</u>	20
<u>運営基準</u>	<u>情報の提供等（広告）</u>	4
<u>運営基準</u>	<u>苦情解決</u>	3
<u>運営基準</u>	<u>事故発生時の対応</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>虐待の防止・虐待等の禁止</u>	9
<u>変更の届出</u>	<u>変更の届出</u>	7



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい福祉サービス・施設）】

<u>給付費の算定</u>	<u>本体報酬</u>	6
<u>給付費の算定</u>	<u>加算・減算</u>	34
<u>その他</u>	<u>業務管理体制の届出</u>	6



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等】

（計画相談・障がい児相談・一般相談）

<u>運営基準</u>	<u>利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>運営規程</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>勤務体制の確保</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>業務継続計画の作成等</u>	10
<u>運営基準</u>	<u>衛生管理等</u>	10
<u>運営基準</u>	<u>苦情解決</u>	5
<u>運営基準</u>	<u>事故発生時の対応</u>	3
<u>運営基準</u>	<u>虐待の防止・虐待等の禁止</u>	7
<u>給付費の算定</u>	<u>本体報酬</u>	2
<u>給付費の算定</u>	<u>加算</u>	2



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和8年度運営指導】

主に次の条件から対象事業所を選定

- (1) 令和3年度以降に運営指導を受検していない事業所（特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- (2) 令和7年度末までに事業を開始した事業所であって、これまでに一度も運営指導を受検していない事業所
- (3) 令和6年度以降、運営指導を受検していない障がい者支援施設
- (4) 介護保険法に基づく運営指導との同時実施が望ましい居宅介護等事業所
- (5) 事業を開始し1年経過した就労継続支援A型事業所
- (6) 関係機関等からの情報提供や利用者等からの苦情等を踏まえ、運営指導の実施が必要と認められる事業所



【運営指導の標準的な流れ】



※メールで通知します

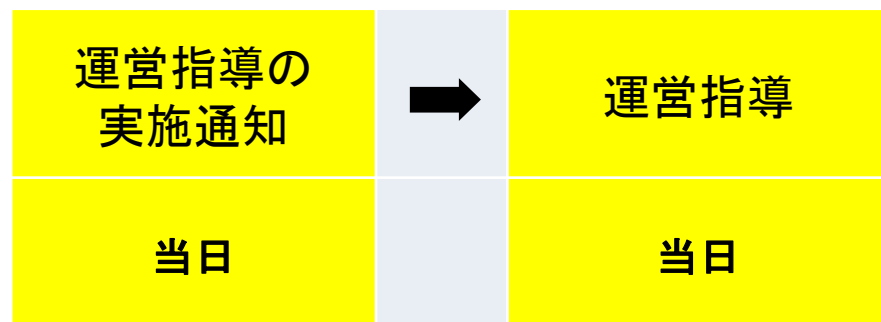
自主点検表、勤務表など

書類や会議室の準備をお願いします

改善事項をメールで通知します

期日までに改善し、報告してください

【必要がある場合】



あらかじめ通知したのでは必要な事実確認ができない場合等は、事前に通知せず、当日通知し、運営指導を実施することがあります



1.運営指導、集団指導及び監査

指導	対象	内容
監査	監査を実施する必要があると認められる事業者	・ 人員基準、運営基準の重大な違反があると疑うに足る理由があるとき ・ 給付費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ・ 事業所の従業者等が利用者に対し虐待を行ったことを疑うに足る理由があるとき ・ 不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足る理由があるとき ・ 運営指導により改善を指導したにもかかわらず、改善がみられないとき ・ 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき など

- ・ 運営指導の実施後に、監査に切り替えることがあります
- ・ 運営指導を実施していない場合でも、監査を実施することがあります
- ・ 事前予告なく、当日立ち入り検査をすることがあります
- ・ 監査の実施後、処分事由に該当すると認められた時は、行政処分（指定取消し・効力停止）等を行うことがあります



2. 指定取消等の事案



2.指定取消等の事案

【事案① 高槻市指定取消】

共同生活 援助 (グループ ホーム)	【不正請求】 - 利用者に対して共同生活援助を提供していない日に、共同生活援助サービス費の請求を行った。また、利用者に対し、夜間支援を行っていない日に、夜間支援等体制加算の請求を行った。(不正請求の概算 約30万円) - 利用者に対し看護を行ったことが、サービス提供記録から確認できない日があった。(不正請求の概算 約17万円) - 監査対象期間を通じて、強度行動障がいをもつ利用者のために支援計画シート等を作成していないにも関わらず、重度障害者支援加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の請求を行っていることが確認された。(不正請求の概算 約2,200万円) - 監査対象期間を通じて、夜勤を行う夜間支援従事者を配置せず、夜間支援を提供できる従業者の労働環境を整備していないにも関わらず、夜間支援等体制加算(Ⅰ)の請求を行った。(不正請求の概算 約5,000万円) - 日中支援加算(Ⅰ)について、算定要件を満たさない利用者であるにも関わらず、算定し、日中支援加算(Ⅱ)について、算定要件を満たさない日であるにも関わらず、算定していることが確認された。(不正請求の概算 約20万円) - 身体拘束適正化の取り組みを適正に実施していなかったにも関わらず、身体拘束廃止未実施減算を適用せずに、給付費の請求を行っていることが確認された。(不正請求の概算 約67万円)
令和7年度	
指定取消	
高槻市	



2.指定取消等の事案

【事案① 高槻市指定取消】

共同生活 援助 (グループ ホーム)	【運営基準違反】 - 監査対象期間を通じて、事業所が人員基準を満たすことを確認することができないほど、事業者は従業員の勤務時間を把握・管理できておらず、事業所に配置する従業員の勤務体制を適切に定めていないと確認された。事業者は、運営基準(基準省令第212条)に従って適正に運営できる状況にないと認められた。 - 事業所の管理者は、事業所が遵守すべき基準を理解しておらず、従業員に対し必要な指揮命令を行うことができない上、業務の管理を一元的に行うなどの管理者としての責務を果たしていないことが確認された。事業者は、運営基準(基準省令第213条準用第66条)に従って、適正に運営できる状況にないと認められた。
令和7年度	
指定取消	【人格尊重義務違反】 事業者は、食材料の購入に係る領収書を約500万円分偽造し、虚偽の管理簿を提出するなど、利用者から食材料費として徴収した金額を適正に管理しておらず、目的に沿って適正に使用していないことが確認された。事業者は、利用者から徴収した食材料費を、適切に管理し、利用者のために支出しなければならないところ、運営基準(基準省令第210条の4第3項)に従って適正に運営していないことの証左であり、利用者の食材料費の一部を他の費目に流用することや事業者の収益とすること等、目的に沿った使用をしていないことは、障がい者の人格を傷つける行為であって、人格尊重義務違反に該当すると認められた。
高槻市	



2.指定取消等の事案

【事案② 他指定権者の指定取消】

就労継続支援A
型(4事業所)

令和7年度

指定取消

大阪市

【不正請求】

- 就労移行支援体制加算の算定にあたり、就労移行支援体制加算は一般就労への移行に加え、定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する趣旨の加算であるところ、事業所主導により計画的に自社雇用と就労継続支援A型事業の離転職を繰り返させたことは「定着に向けた継続的な支援体制」という要件を欠くことから、自社雇用する度に加算を請求したことは不正な請求にあたる。また、過去3年間に就労移行支援体制加算の算定対象とした利用者を複数回重複して算定対象とすることは、「市町村長が適当と認める」例外的な場合でない限り加算の要件を満たしたことはならないにもかかわらず、過去3年間に重複したことがある者も算定対象者とし、就労移行支援体制加算を請求し、訓練等給付費である就労移行支援体制加算を不正に受領した。(不正請求の概算 約110.6億円(大阪市分のみ))



3. 令和7年度運営指導の指摘事項



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

1. 重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無等)の記載がなかったため追加すること。

⇒事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該サービス事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障がいの特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得てください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

2. 事業所の見やすい場所に重要事項の掲示がされていなかったもので、事業所の見やすい場所に掲示すること。なお、相談支援事業については、相談支援専門員の有する資格、経験年数その他サービスの選択に資すると認められる事項についても掲示すること。

⇒事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無等)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示してください。なお、書面をファイルに収納して設置し、随時閲覧できるような措置で掲示に代えることができます。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

3. 職場において行われる性的な言動(セクシュアルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

なお、あわせて顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための取り組みを行うことが望ましい。

⇒事業主が講ずべき措置の具体的内容としては、ハラスメントの指針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。

なお、顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に対応できるように、事業所としてあらかじめ取り組みを行われることが望ましいです。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

4. 虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に行っているとのことだが、記録が不十分なため、適切に記録すること。また、虐待防止のための研修及び身体拘束等の適正化のための研修の記録が不十分なため、適切に記録すること。

⇒虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を内容がわかるように、委員会の実施内容について記録してください。また、定期的な虐待防止のための研修及び身体拘束等の適正化のための研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。なお、研修の実施内容について記録することが必要です。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

5. 感染症対策委員会が開催されていないため、3か月(6か月)に1回以上開催すること。
また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成すること。

⇒感染症対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3か月(6か月)に1回以上、定期的に行うとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。また、感染症予防及びまん延防止のための指針を整備してください。指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

※感染症対策委員会の開催頻度は、サービスにより3か月に1回以上や6か月に1回以上等異なります。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

6. 新規採用職員への研修について、虐待防止、業務継続計画、感染症対策等の研修が実施されていることが確認できなかったので、実施することとし、記録を残すこと。

⇒新規採用職員へ研修したことがわかるように、虐待防止、業務継続計画、感染症対策等の研修の実施内容について記録することが必要です。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

7. 従業員の勤務体制について、法人代表及び法人の役員が事業所の従業者として勤務する場合は、辞令等を交付し、当該事業所の従業者として勤務していることが明確に分かるようにすること。

⇒法人代表及び法人の役員であっても、事業所の従業者として勤務する場合は、辞令等を交付し、当該事業所の従業者として勤務していることが明確にわかるようにしてください。また、就業場所、従事する業務、勤務時間等を書面により明確にしてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

8. 苦情解決について、苦情記録様式及び台帳が整備されていなかったのをこれを整備し、苦情対応マニュアルを作成するなど、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うこと。

⇒ 苦情に対し、事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

9. 事故発生時の対応方法について、事故発生時に速やかに必要な措置を講じることができるよう、あらかじめマニュアル等を定めること。

⇒事故が発生した場合の市町村及び当該利用者の家族等に対する連絡、賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を速やかに行う等、速やかに必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ事故発生時対応マニュアル等を定めてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

10. 個人情報の使用について、利用者及びその家族・利用者の家族から文書による同意が得られていない事例があったので、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族(原則、個人情報を使用する可能性のある家族全員)から個人情報を使用することについて、あらかじめ文書による同意を得ること。同意を得るにあたり、同意書に本人の欄以外に同意を得る必要のある家族等欄を複数設けること。

⇒サービス担当者会議等で個人情報を使用する可能性のある家族全員から同意を得てください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

11. 従業者が業務上知り得た、利用者及び利用者の家族の秘密を漏らさないための必要な措置がとられていなかったので、従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在職中のみならず退職後においても漏らさないよう、誓約書等により必要な措置を講じること。

⇒事業者は、当該事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【居宅介護・移動支援】

12. 従業者について、従業者としての資格要件を満たすことが研修修了証等で確認することができなかつたので、資格要件を満たすことを明確にしておくこと。

⇒事業者は、従業者が居宅介護・移動支援従業者としての資格要件を満たしているか確認し、研修修了証等の写しを保管してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【居宅介護・移動支援】

13. 管理者及びサービス提供責任者について、勤務実績が分かる書類がなかったため、常勤として勤務していることが分かるよう適切に出退勤の記録を行うこと。

⇒管理者及びサービス提供責任者についても、他の従業者と同様出退勤等勤務実績が分かる書類を作成し、常勤として勤務していることがわかるようにしてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【生活介護】

14. 従業者の配置基準を算出するための利用者数(前年度平均利用者数)を算出するにあたって、前年度利用者数延べ数に4分の3を乗じることができるのは、所要時間5時間以上6時間未満または所要時間6時間以上7時間未満の区分で報酬を算定している利用者のみであり、2分の1を乗じることができるのは、所要時間5時間未満で報酬を算定している利用者のみであるところ、一部利用者について、所要時間7時間以上の区分で報酬を算定しているにもかかわらず、前年度利用者数延べ数全体に、4分の3または2分の1を乗じて、算出していた。前年度平均利用者数の算出は、適正に行うこと。

⇒前年度利用者数延べ数に4分の3を乗じることができるのは、所要時間5時間以上6時間未満または所要時間6時間以上7時間未満の区分で報酬を算定している利用者のみであり、2分の1を乗じることができるのは、所要時間5時間未満で報酬を算定している利用者のみです。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【生活介護】

15. 利用者に対して、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために月に1回程度医師を配置していることが記録から確認できなかったもので、出勤した場合は記録を残すこと。

⇒医師の配置についても、出勤した記録を残してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【就労継続支援B型】

16. 従業者の配置について、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上を常勤で配置しなければならないところ、常勤として配置されていなかったもので、いずれか1人以上を常勤で配置すること。

⇒職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤としてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【自立生活援助】

17. 前年度の平均利用者数の確認が行われていなかったもので、事業者として、各年度開始時点において必要な平均利用者数を確認し、必要な従業員数の把握と適切な支援体制の確保に努めること。

⇒必要な従業員数の把握と適切な支援体制を確保するため、前年度の平均利用者数を各年度開始時点で確認してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【居宅介護・重度訪問介護】

18. サービスの利用に係る契約(支給量の変更・契約の終了)をした時は、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告すること。

⇒令和8年3月以降分の契約分より、指定障がい福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出を省略することとしました。なお、あくまで契約内容報告書の提出のみが省略されるものですので、事業所においては契約内容の記録等を引き続き適切に保存、管理等を行う必要があることに注意してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【居宅介護】

19. 居宅介護計画について、サービス提供の実態と内容が相違し、また、居宅介護計画にないサービスを提供している事例が見受けられたので、提供するサービスは居宅介護計画に沿った内容とし、サービス提供責任者は生活環境等の変化に応じて、計画の変更を行うこと。

⇒ 居宅介護計画に沿って サービスを提供してください。また、サービス提供責任者は必要に応じて、計画の変更を行ってください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【居宅介護】

20. 居宅介護サービス費について、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定すること。なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が実際のサービス提供と一致しない場合は、速やかに居宅介護計画を見直し、変更を行うこと。

⇒サービス提供時間が居宅介護計画に位置付けられた時間より短くなった、または延長した場合、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【居宅介護】

21. 特定事業所加算について、全従業者が同一の研修計画になっていたため、個別具体的な研修計画を策定すること。

【居宅介護】

⇒「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」、「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」してください。当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護】

22. 特定事業所加算について、指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、居宅介護従業者に対し、前回のサービス提供時の状況を伝達してから開始すること。

⇒「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも利用者のADLや意欲、利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項を記載してください。なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとします。また、上記については、サービス提供責任者が実施することに留意してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【就労継続支援B型】

23. 欠席時対応加算について、当日欠席の連絡があった利用者について、算定しているとのことだが、欠席した利用者に対し、相談、援助を行った日時及び相談援助の記録が不十分だったので、利用を予定していた日に急遽、その利用を中断した場合において、必要な相談援助を行うとともに、その内容を十分に記録すること。

⇒電話等により、当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定サービス等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助】

24. サービス提供開始時に個別支援計画の作成が遅滞して、サービスの提供が行われていた事例について、個別支援計画未作成減算を算定する必要があるため、過去分について自主点検を行い、支払いを受けた市町村(高槻市は障がい福祉課)に報告し、所要の手続きを行うこと。

⇒減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とし、減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50となります。なお、自立生活援助は、少なくとも3月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行ってください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【就労継続支援B型】

25. 重度者支援体制加算について、障がい基礎年金1級を受給する利用者が100分の25以上であるものとして、高槻市に届け出を行い算定しているが、利用者が障がい基礎年金1級を受給していることが確認できなかった。対象の利用者が、障がい基礎年金1級を受給する者であることを、年金証書等の写しにより、十分確認すること。

⇒なお、割合は、毎年度、(前年度における障がい基礎年金1級受給者の延べ人数)÷(前年度における事業所の全延べ人数)により算出し、算出根拠を残してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【共同生活援助】

26. 医療連携体制加算(Ⅰ)については、事業所が、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関と委託契約を締結し、障がい者に対する看護の提供に必要な費用を医療機関に支払う場合に算定できるところ、利用者個人と医療機関との契約に基づく訪問看護師の派遣について、加算を算定している事例が見受けられた。加算の算定要件を満たさないため、過去分について自主点検を行い、支払いを受けた市町村(高槻市は障がい福祉課)に報告し、所要の手続きを行うこと。

⇒ 事業所が、あらかじめ医療機関と委託契約を締結してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【移動支援】

27. サービス提供記録がないケースが見受けられたので、過去分について自主点検を行い、支払いを受けた市町村(高槻市は障がい福祉課)に報告し、所要の手続きを行うこと。

⇒サービスを提供した場合は、必ずその内容等を記録してください。サービス提供記録がない場合は、報酬の請求ができませんので、ご注意ください。